

2024 令和 4 年度 地方分権改革提案

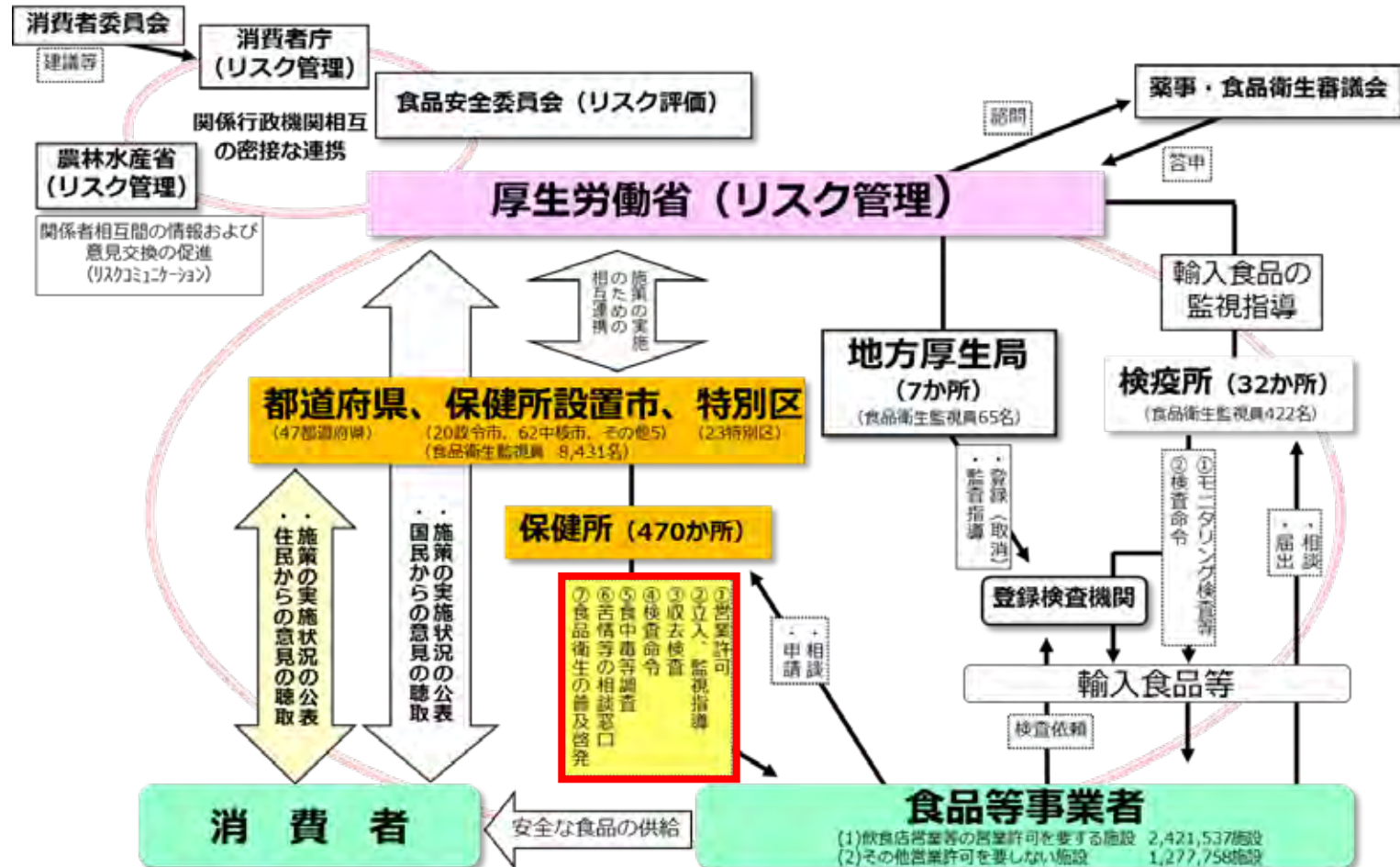
都道府県等食品衛生監視指導計画の策定について

厚生労働省 医薬・生活衛生局 食品監視安全課

消費者庁 表示対策課 食品表示対策室

食品安全行政の展開

- 食品等事業者への立入、監視指導、収去検査は自治体が実施している。
- 監視指導等は、各自治体が毎年度策定する「都道府県等食品衛生監視指導計画」に基づき実施されている。



※検疫所（食品衛生監視員含む）の数は令和3年4月1日時点
 地方厚生局（食品衛生監視員含む）、都道府県、保健所設置市、特別区および保健所の数は令和4年4月1日時点
 食品衛生監視員（検疫所および地方厚生局を除く）および食品等事業者の施設数は令和3年3月31日時点

監視指導指針及び監視指導計画について

都道府県等食品衛生監視指導計画は、国が定める「**指針**」に基づき、当該区域における食品等事業者の施設の設置状況、食品衛生上の危害の発生状況その他の地域の実情を勘案して、定められなければならない。

食品衛生監視指導指針 (国が作成)

- ア 監視指導の実施に関する基本的な方向
- イ 違反状況、危険情報等を踏まえた重点的に監視指導すべき項目に関する事項
- ウ 検査設備等、監視指導の実施体制に関する事項
- エ 監視指導の実施に当たっての国、都道府県等その他関係機関相互の連携協力の確保に関する事項
- オ その他、結果公表、調査研究等、監視指導の実施に関する重要事項

輸入食品監視指導計画 (国が作成)

- ア 輸出国の食品衛生規制、食品衛生上の問題の派生状況、過去の違反状況等を踏まえて策定する重点的に監視指導すべき事項
- イ 講習会の開催等、輸入業者等に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
- ウ その他、監視指導の実施のために必要な事項

指針に基づき
毎年度策定

策定・変更に関しては国民又は
住民からの意見を聴取

計画の実施状況の公表

都道府県等食品衛生監視指導計画 (都道府県等が作成)

- ア その地域の食品の生産、流通、製造・加工の状況、食品衛生上の問題の発生状況を踏まえて策定する**重点的に監視指導すべき事項**
- イ 講習会の開催等、営業者等に対する**自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項**
- ウ 監視指導の実施に当たっての国、都道府県等その他**関係機関との連携協力の確保に関する事項**
- エ その他、監視指導の実施のために必要な事項

策定・変更後、国に報告

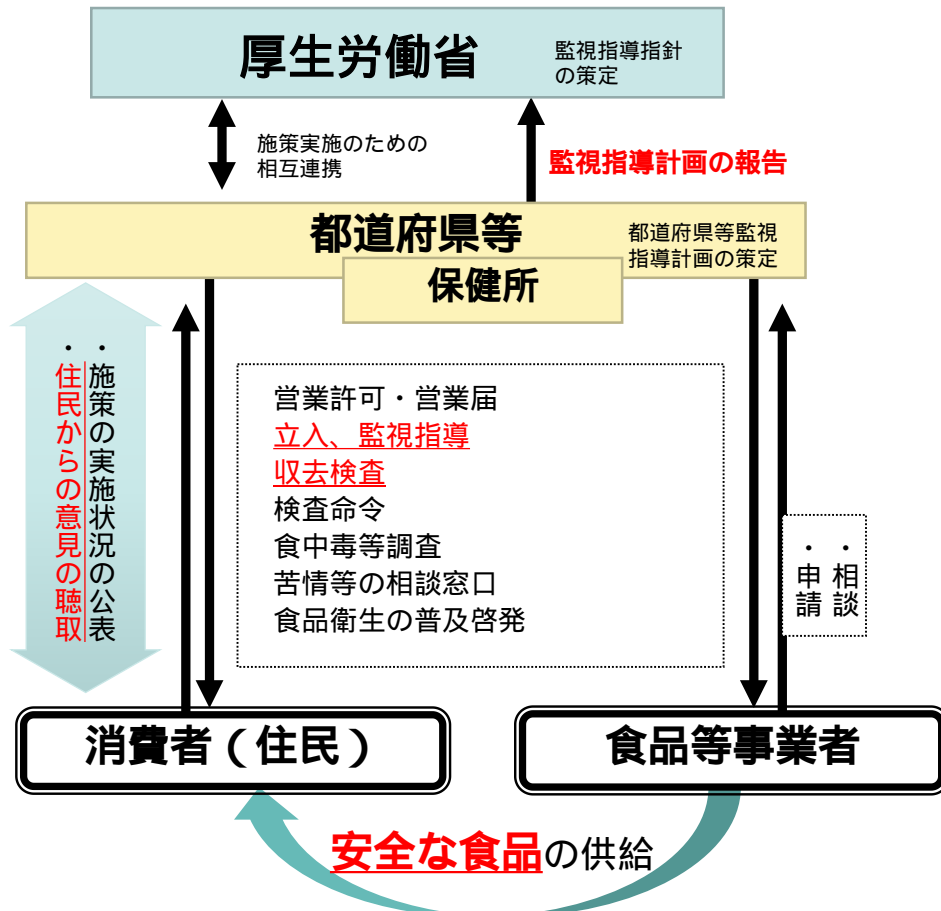
監視指導計画の毎年度の策定について

食品は国民の生活及び健康に密接な関わりを有し、かつ、食中毒は生命の危機に直結するものであるため、毎年度、地域の状況を見直し、監視指導計画に反映させた上で、効果的かつ効率的に監視指導等を実施する必要がある。

食品衛生法の制度改正や飲食店等の入れ替わりの頻度を踏まえると、毎年度の計画策定は必須と考える。

なお、製造業に係る監視指導は法定受託事務と位置づけ、国が一元的に実施状況等を把握しているところであり、国の指針に沿って策定されているか等の確認・助言のため、策定した計画の国への報告は必要である。

23

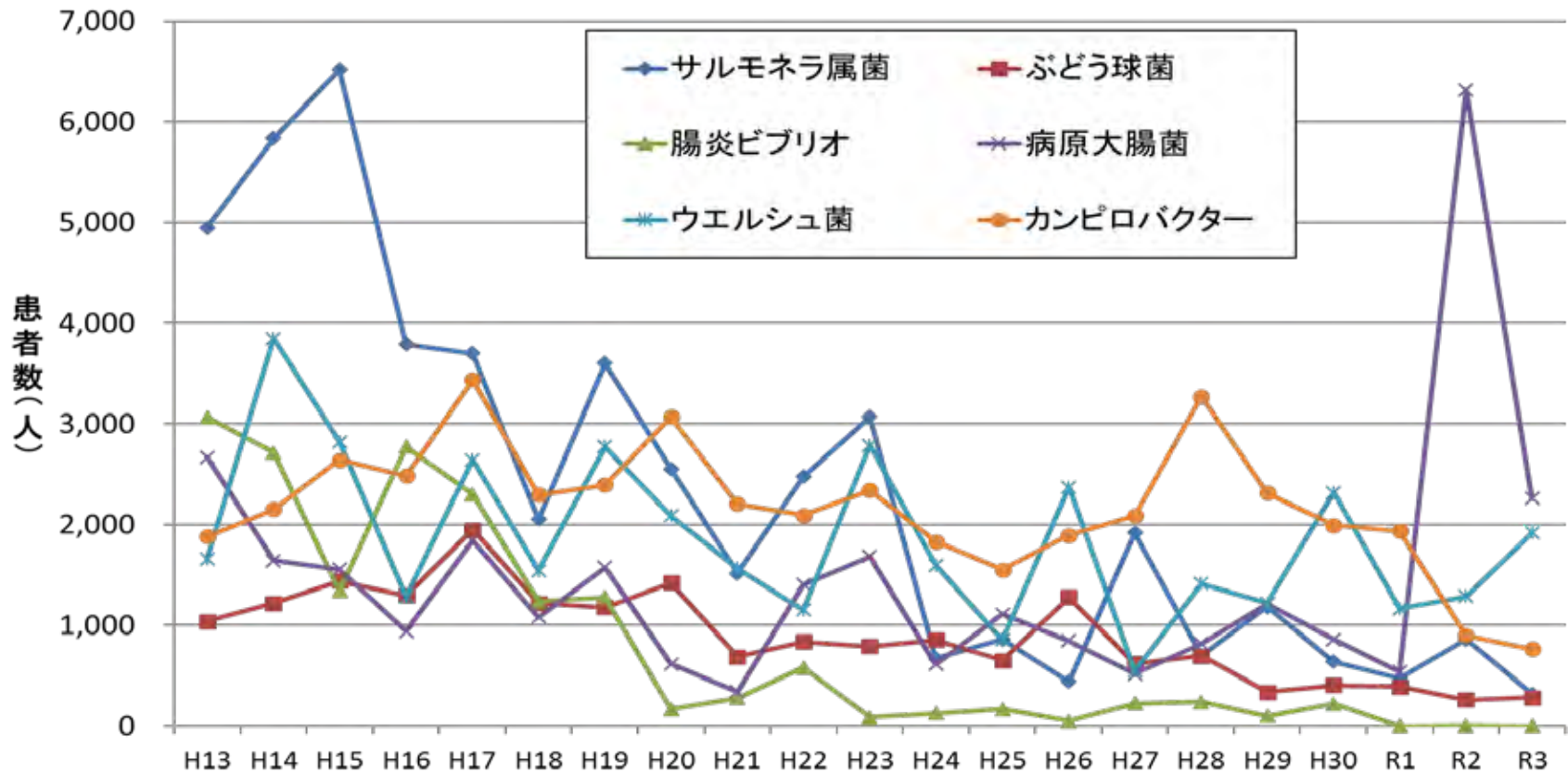


| | 事務の概要 | 事務の種類 |
|---------|--|--------|
| 第28条第1項 | 営業者等に対する報告徴収等 | 法定受託事務 |
| 第30条第2項 | 営業の許可に附随する義務の遵守の状況の確認（調理業、販売業） | 自治事務 |
| 第30条第2項 | 営業の許可に附随する義務の遵守状況の確認（ 製造業 ） | 法定受託事務 |
| 第30条第2項 | 営業の許可に附随する義務の遵守状況の確認以外の不良品等の発見、排除等のためにおこなう 監視又は指導 | 法定受託事務 |
| 第54条 | 飲食店営業等の施設基準の設定 | 自治事務 |
| 第55条第1項 | 飲食店営業等の営業の許可 | 自治事務 |
| 第59条 | 違反物品の廃棄命令等 | 法定受託事務 |
| 第60条 | 販売を禁止される食品等を販売した営業者等に対する許可取消し等 | 自治事務 |
| 第61条 | 営業施設の基準に違反した営業者に対する許可取消し等 | 自治事務 |

毎年度の策定が必要な理由

- 食中毒事件は年間1,000件程度発生
- 大規模食中毒事案、死者が発生する食中毒事案も毎年発生

各事案（原因等）の再発防止等を迅速に講じるためにも毎年度、食品衛生上の危害の発生状況の確認を行い、次年度の計画に反映する必要がある。



毎年度の策定が必要な理由

食品は消費者の嗜好に合わせ、新規商品等も短いスパンで開発され、調理、製造、販売等が短期間に行われている。また、許可を要する食品等事業者は、毎年度、約2万の施設を新規開業し、それと同程度の施設が廃業している。

これに伴い、食の安全に関する出来事も、毎年度、様々な事案が発生している。

毎年度、各自治体における食品等事業者の状況を確認する必要がある。

< 許可を要する食品関係営業施設数 >

< 食の安全に関する主な出来事 >

| | 新規 | 廃業 | 営業施設数 |
|--------------|---------|---------|-----------|
| 25 平成30年度 | 256,719 | 273,080 | 2,431,598 |
| 令和元年度 | 251,429 | 262,111 | 2,421,537 |
| 令和2年度 | 222,192 | 234,598 | 2,409,022 |

全都道府県、全業種の合計

| | 食の安全に関する出来事 | 原因物質等 |
|-------|---------------------------------------|---------------------|
| 平成23年 | 飲食チェーン店における牛肉の生食による食中毒事件の発生（死者5名） | 腸管出血性大腸菌O111 |
| 平成24年 | 浅漬けを原因とする食中毒事件の発生（死者8名） | 腸管出血性大腸菌O157 |
| 平成25年 | 国内製造の冷凍食品から残留農薬の検出 | 残留農薬（マテオカ） |
| 平成26年 | 輸入冷凍ししゃもへの汚物及び殺鼠剤成分の混入 | 汚物、殺鼠剤成分 |
| 平成27年 | ノロウイルス食中毒注意喚起（ノロウイルス17の多発） | ノロウイルス17 |
| 平成28年 | 老人ホームにおけるきゅうりの梅しそ和えによる食中毒事件の発生（死者10名） | 腸管出血性大腸菌 |
| 平成28年 | 鶏ささみ寿司を原因とする大規模食中毒事件の発生 | カビ（カビ・クマ・ジイジユニコリ） |
| 平成29年 | 健康食品による健康被害の発生 | 健康食品（フェリア・ミワカ） |
| 平成29年 | 蜂蜜を原因とする乳児ボツリ双症による死亡事案の発生（死者1名） | ボツリ双菌 |
| 平成30年 | 液状調整乳の規格基準新設 | - |
| 令和元年 | 野生鳥獣肉による食中毒防止の注意喚起 | クマ肉による旋毛虫（トビナ）等 |
| 令和2年 | 持ち帰り・宅配等食品への注意喚起 | - |
| 令和2年 | 海藻サラダを原因とする大規模食中毒事件の発生 | 腸管出血性O7H4 |
| 令和3年 | 牛乳を原因とする大規模食中毒事件の発生 | 腸管出血性大腸菌OUT:H18（疑い） |

事業者が変われば取り扱う食品が変わり、食品によって発生する衛生上の危害が異なるため、毎年度、食品等事業者の状況を勘案の上、計画を策定する必要がある。

毎年度の策定が必要な理由

どのような食品にもリスクはあることから、食品の安全性の確保のための施策の決定には、国民的合意が必要。そのため、リスクコミュニケーション（関係者間の十分な情報提供と意見の交換）は食品安全行政の中でも最も重要な要素の1つ。

毎年度の計画策定に際しては、消費者を含む関係者の意見を聴取し、その意見も踏まえ、計画変更の要否について判断するプロセス必要。

食品安全基本法

26 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、当該施策に関する情報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与その他関係者相互間の情報及び意見の交換を図るために必要な措置が講じられなければならない。（第13条）

食品衛生法

基準設定等に際しての国民・住民からの意見聴取（第70条）

厚生労働大臣は規格・基準の設定、輸入食品監視指導計画の策定等において、都道府県知事等は都道府県等食品衛生監視指導計画の策定・変更において、必要な事項を公表し、広く国民又は住民の意見を求めなければならない。

国民・住民からの意見聴取（第71条）

厚生労働大臣、内閣総理大臣、都道府県知事等は食品衛生に関する施策に国民又は住民の意見を反映し、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るため、当該施策の実施状況を公表するとともに、当該施策について広く国民又は住民の意見を求めなければならない。

BSE問題に関する調査検討委員会報告（平成14年4月2日BSE問題に関する調査検討委員会報告）

消費者とのリスクコミュニケーションを重視

今後の食品安全行政のあり方について（平成14年6月11日食品安全行政に関する関係閣僚会合）

リスクコミュニケーション（食品の安全性に関する情報の公開／消費者等の関係者が意見を表明する機会の確保）

以下、参考資料

監視指導計画の記載事項

- 「監視指導計画」の記載事項は国が定める「指針」において以下のとおり定められている。
- 地域の実情等に応じた監視指導が実施できるよう、指針において個別具体の監視指導件数等は定めていない。

< 国の指針において監視指導計画に記載する事項として定めている項目 >

28) **重点的に監視指導**すべき事項

- ↳ 監視指導の**実施体制**に関する事項
- ↳ 年間の**立入検査の実施計画**
- ↳ 年間の**収去検査の実施計画**
- ↳ 食品等事業者が**自ら実施する衛生管理**に関する事項（HACCP）
- ↳ **リスクコミュニケーション**の実施に関する事項
- ↳ 食品衛生に係る**人材の養成**及び**資質の向上**に関する事項

平成15年の食品衛生法改正以前の監視指導指件数

| 営業の種別 | 監視又は指導の回数 |
|---|-----------|
| 1号 飲食店営業 / 3号 菓子製造業 / 5号 乳処理業 / 6号 特別牛乳さく取処理業 / 7号 乳製品製造業 / 8号 収乳業 / 11号 魚介類販売業 / 12号 魚介類せり売営業 / 13号 魚肉練り製品製造業 / 14号 食品の冷凍又は冷蔵業 / 29号 かん詰又はびん詰食品製造業 / 法第29号第3項に規定する営業 (集団給食施設) | 年間12回 |
| 2号 喫茶店営業 / 第3号の2 あん類製造業 / 第4号 アイスクリーム類製造業 / 第8号の2 乳類販売業 / 第8号の3 食肉処理業 / 第9号 食肉販売業 / 第10号 食肉製品製造業 / 第16号 乳酸菌飲料製造業 / 第19号 食用油脂製造業 / 第20号 マーガリン又はショートニング製造業 / 第21号 みそ製造業 / 第22号 醤油製造業 / 第23号 ソース類製造業 / 第24号 酒類製造業 / 第25号 豆腐製造業 / 第26号 納豆製造業 / 第27号 めん類製造業 / 第28号 そうざい製造業 / 第30号 添加物製造業 | 年間6回 |
| 第14号の2 食品の放射線照射業 / 第15号 清涼飲料水製造業 / 乳さく取業 | 年間4回 |
| 17号 氷菓製造業 / 18号 冰雪販売業 / 上記以外の食品又は添加物の製造業及び販売業 | 年間2回 |
| 器具、容器包装又はおもちゃの製造業及び販売業 | 年間1回 |

29

大規模食中毒の発生事例（患者数500人以上）

| | 都道府県等 | 発病年月日 | 原因施設 種別 | 原因食品名 | 病因物質種別 | 患者総数 | 死者総数 | 摂食者総数 |
|-------|-------|------------|---------------|----------------------------|-------------------|-------|------|--------|
| 令和3年 | 富山市 | 2021/6/16 | 製造所 | 牛乳 | 病原大腸菌OUT H1(疑い) | 1,896 | 0 | 6,243 |
| | 倉敷市 | 2021/4/30 | 仕出屋 | 不明(4月26日~29日に提供された給食弁当) | ノロウイルスG | 2,545 | 0 | 6,453 |
| 令和2年 | 埼玉県 | 2020/6/26 | 飲食店 | 海藻サラダ | 病原大腸菌O7H4 | 2,958 | 0 | 6,762 |
| | 大田区 | 2020/8/28 | 仕出屋 | 不明(仕出し弁当) | 毒素原性大腸菌O25(LT産生) | 2,548 | 0 | 37,441 |
| | 山形県 | 2020/12/21 | 仕出屋 | 不明(当該施設が調製した弁当)(推定) | ノロウイルスG | 559 | 0 | 1,983 |
| 平成30年 | 京都市 | 2018/6/28 | 事業場-給食施設-事業所等 | 不明(当該施設で調理し,提供された食事) | ウェルシュ菌 | 621 | 0 | 1,132 |
| | 広島市 | 2018/12/11 | 仕出屋 | 不明(12月10日~12日に製造された給食弁当) | ノロウイルス | 550 | 0 | 不明 |
| 平成29年 | 和歌山県 | 2017/1/26 | 学校-給食施設-共同調理場 | 磯和え(学校給食) | ノロウイルス | 763 | 0 | 2,062 |
| | 東京都 | 2017/2/16 | 学校-給食施設-共同調理場 | きざみのり | ノロウイルス | 1,084 | 0 | 3,078 |
| 平成28年 | 江東区 | 2016/4/28 | 飲食店 | 鶏ささみ寿司 | カンピロバクター・ジェジュニ/コリ | 609 | 0 | 14,000 |
| | 京都府 | 2016/11/11 | 旅館 | 不明(11月11日~15日に旅館施設が提供した食事) | ノロウイルス | 579 | 0 | 1,187 |

死者の出た食中毒の発生事例

| | 都道府県等 | 発病年月日 | 原因施設種別 | 原因食品名 | 病因物質種別 | 患者総数 | 死者総数 | 摂食者総数 |
|-------|-------|------------|----------------|--|-------------------|------|------|-------|
| 令和3年 | 小樽市 | 2021/5/26 | 家庭 | イヌサフラン | 自然毒-植物性自然毒 | 1 | 1 | 1 |
| | 沖縄県 | 2021/4/14 | 事業場-給食施設-老人ホーム | 4月13日に調理された春雨の和え物 | 細菌-サルモネラ属菌 | 11 | 1 | 179 |
| 令和2年 | 鹿児島県 | 2020/1/31 | 家庭 | グロリオサ球根(推定) | 自然毒-植物性自然毒 | 1 | 1 | 2 |
| | 栃木県 | 2020/8/2 | 家庭 | 野生のキノコ(種類不明) | 自然毒-植物性自然毒 | 2 | 1 | 2 |
| | 徳島県 | 2020/10/13 | 家庭 | ふぐ(種類不明) | 自然毒-動物性自然毒 | 1 | 1 | 1 |
| 令和元年 | 奈良県 | 2019/1/14 | 仕出屋 | 不明(1月14日の昼食、15日の昼食及び17日の昼食として調製された仕出し弁当) | ノロウイルス | 81 | 1 | 184 |
| | 群馬県 | 2019/4/17 | 家庭 | イヌサフランの炒め物 | 自然毒-植物性自然毒 | 2 | 1 | 2 |
| | 秋田県 | 2019/6/3 | 家庭 | 山菜の炒め物(イヌサフラン) | 自然毒-植物性自然毒 | 1 | 1 | 1 |
| | 呉市 | 2019/12/1 | 家庭 | フグ | 自然毒-動物性自然毒 | 1 | 1 | 1 |
| 平成30年 | 北海道 | 2018/4/22 | 家庭 | イヌサフラン(ギョウジャニンニクと誤食) | 自然毒-植物性自然毒 | 2 | 1 | 2 |
| | 北海道 | 2018/7/12 | 家庭 | イヌサフラン | 自然毒-植物性自然毒 | 1 | 1 | 1 |
| | 三重県 | 2018/9/11 | 家庭 | ニセクロハツを家庭で調理した食品 | 自然毒-植物性自然毒 | 1 | 1 | 1 |
| 平成29年 | 足立区 | 2017/2/19 | 家庭 | 蜂蜜 | 細菌-ボツリヌス菌 | 1 | 1 | 1 |
| | 北海道 | 2017/5/11 | 家庭 | イヌサフラン | 自然毒-植物性自然毒 | 3 | 1 | 3 |
| | 前橋市 | 2017/8/13 | 飲食店 | 不明(平成29年8月11日に調理・販売された食品) | 細菌-腸管出血性大腸菌(VT産生) | 11 | 1 | 40 |
| 平成28年 | 旭川市 | 2016/4/21 | 家庭 | イヌサフラン(推定) | 自然毒-植物性自然毒 | 2 | 1 | 2 |
| | 北海道 | 2016/5/29 | 家庭 | スイセン | 自然毒-植物性自然毒 | 1 | 1 | 1 |
| | 宮城県 | 2016/5/15 | 家庭 | イヌサフラン | 自然毒-植物性自然毒 | 1 | 1 | 1 |
| | 秋田県 | 2016/4/23 | 家庭 | トリカブト | 自然毒-植物性自然毒 | 1 | 1 | 1 |
| | 千葉県 | 2016/8/25 | 事業場-給食施設-老人ホーム | きゅうりのゆかり和え(給食) | 細菌-腸管出血性大腸菌(VT産生) | 52 | 5 | 125 |
| | 東京都 | 2016/8/27 | 事業場-給食施設-老人ホーム | きゅうりのゆかり和え(給食) | 細菌-腸管出血性大腸菌(VT産生) | 32 | 5 | 94 |

近年の食の安全に関する主な出来事（～平成20年）

| 年月 | 出来事 |
|----------|--|
| 平成13年9月 | 国内で初めてのBSE 感染牛が発見され、食肉消費に大きな影響。 |
| 平成13年12月 | 中国産冷凍ホウレンソウの1 割弱が残留農薬基準値（クロルピリホス等）を超過する事実が判明。 |
| 平成14年2月 | 大手食品メーカーによる牛肉の原産地などの不正表示問題が発覚。その後、食品の不正表示事件が次々と表面化。 |
| 平成14年8月 | 無登録農薬「ダイホルタン」が違法に輸入、販売、使用され、32 都県で農産物を回収、廃棄。 |
| 平成15年5月 | カナダでBSE が発生。 |
| 平成15年5月 | 食品衛生法等の一部を改正する法律の公布。 |
| 平成15年7月 | 食品安全基本法の制定。食品安全委員会の発足。 |
| 平成15年12月 | 米国でBSE が発生。 |
| 平成16年2月 | BSE 発生国の牛のせき柱を含む食品等の製造、加工、販売などを禁止。 |
| 平成17年12月 | 食品安全委員会委員長が米国・カナダ産牛肉の食品健康影響評価について、厚生労働大臣及び農林水産大臣へ答申。 |
| 平成18年5月 | 残留農薬等のポジティブリスト制度の導入。 |
| 平成20年1月 | 中国産冷凍ギョーザにより有機リン中毒事案が発生。 |
| 平成20年9月 | 米の販売・加工業者が非食用米殻を食用に転売していたことが判明。 |
| 平成20年9月 | 大手食品メーカーが中国から輸入した加工食品の原材料の一部に、メラミン混入が確認され、商品を自主回収。 |

近年の食の安全に関する主な出来事（平成21～29年）

| 年月 | 出来事 |
|-----------|---|
| 平成21年9月 | 消費者庁の発足。 |
| 平成21年9月 | 飲食チェーン店において、結着等の加工処理を行った食肉の加熱が不十分であったため、腸管出血性大腸菌O157 食中毒事件が広域に発生。 |
| 平成23年3月 | 東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故後、食品中の放射性物質の暫定規制値を設定。 |
| 平成23年4月 | 飲食チェーン店において、牛肉の生食による腸管出血性大腸菌O111 食中毒事件が発生。 |
| 平成23年10月 | 生食用牛食肉の規格基準を設定。 |
| 平成24年4月 | 食品中の放射性物質の基準値を設定。 |
| 平成24年7月 | 牛肝臓の基準を設定し、生食用としての販売を禁止。 |
| 平成24年8月 | 浅漬を原因とする腸管出血性大腸菌O157 食中毒事件が発生。 |
| 平成25年2月 | BSE 対策の見直しに伴い月齢基準等の改正。 |
| 平成25年12月 | 国内にて製造された冷凍食品から農薬（マラチオン）が検出され、商品を自主回収。 |
| 平成26年4、5月 | 管理運営基準ガイドライン等にHACCP に関する基準を設定。 |
| 平成26年7月 | 中国の食品加工会社が期限切れ鶏肉を使用した製品を製造しているとの報道。 |
| 平成26年9月 | 野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）を策定。 |
| 平成27年6月 | 豚の肉や内臓を生食用として販売・提供することを禁止。 |
| 平成29年2月 | 月例が48月を越える健康牛のBSE検査の廃止 |
| 平成29年4月 | 蜂蜜を原因とする乳児ボツリヌス症による死亡事案の発生。 |
| 平成29年7月 | プエラリア・ミリフィカを含む健康食品に関する健康被害の発生への対応（消費者への注意喚起、食品事業者への監視指導等） |

近年の食の安全に関する主な出来事（平成30年～）

| 年月 | 出来事 |
|---------|---|
| 平成30年6月 | 食品衛生法等の一部を改正する法律の公布。 |
| 平成30年7月 | 豆腐の規格基準の一部改正。 |
| 平成30年8月 | 「調整液状乳」を新たに規定し、定義、成分規格、製造基準、保存方法等を設定。 |
| 平成31年4月 | 改正食品衛生法の施行（広域的な食中毒事案への対策強化） |
| 令和元年5月 | 食品ロスの削減の推進に関する法律の公布 |
| 令和元年10月 | ふぐ処理者の認定基準の策定。 |
| 令和元年10月 | ゲノム編集技術応用食品及び添加物の食品衛生上の取扱要領の策定。 |
| 令和元年12月 | 加熱不十分なクマ肉を原因とする食中毒事件の発生（旋毛虫（トリヒナ））、注意喚起 |
| 令和2年5月 | 持ち帰り・宅配食品の衛生管理等に関する注意喚起 |
| 令和2年6月 | 改正食品衛生法の施行（HACCPに沿った衛生管理の制度化、特別の注意を必要とする成分を含む食品による健康被害情報の収集、食品用器具・容器包装ポジティブリスト制度導入、乳製品・水産製品の衛生証明書の添付等輸入要件化） |
| 令和3年6月 | 改正食品衛生法の施行（営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設、食品リコール情報の報告制度） |
| 令和3年6月 | 牛乳を原因食品とする病原大腸菌食中毒事件が発生。 |
| 令和3年11月 | 密封包装食品製造業の許可の対照から除外される食品の追加。 |
| 令和3年11月 | 営業届出に関する経過措置期間の終了。 |

食の安全への取組（リスク分析）

リスク分析とは、国民の健康の保護を目的として、国民やある集団が危害にさらされる可能性がある場合、事故の後始末ではなく、可能な範囲で事故を未然に防ぎ、リスクを最小限にするためのプロセス

リスク評価

食品安全委員会

- ・ リスク評価の実施
健康に悪影響を及ぼすおそれのある物質が食品中に含まれている場合に、どのくらいの確率でどの程度の悪影響があるのか評価

食品安全基本法

厚生労働省

- ・ 食品中の含有量について基準を設定
- ・ 基準が守られているかの監視

食品衛生法等

リスク管理

農林水産省

- ・ 農薬の使用基準の設定
- ・ えさや肥料中の含有量について基準を設定
- ・ 動物用医薬品等の規制など

農薬取締法等

消費者庁

- ・ 食品の表示について基準を設定
- ・ 表示基準が守られているかの監視

食品表示法等

リスクコミュニケーション

- ・ 食品の安全性に関する情報の公開
- ・ 消費者等の関係者が意見を表明する機会の確保



食品表示法の一部を改正する法律の概要について(平成30年法律第97号)

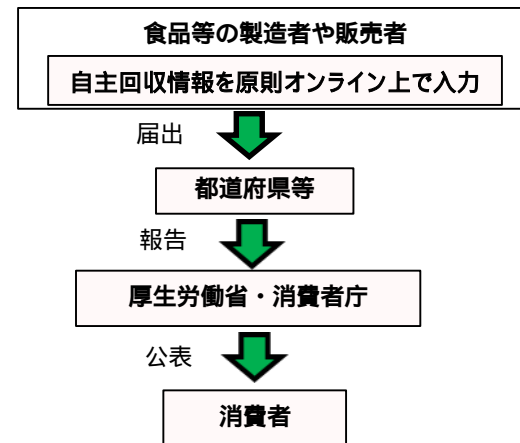
| 公布日 | 改正前の課題等 | 概要 | 施行日 | 新旧対照条文 |
|-----------------|--|---|------------|---|
| 平成30年 12月14日 | <ul style="list-style-type: none"> 食品表示法では、食品リコール情報を行政機関に届け出る仕組みがない。 食品衛生法では、法改正により食品リコール情報の届出を制度として位置づけ。 (平成30年6月13日改正法公布、公布後3年以内に施行) アレルゲン等の安全性に関わる食品表示法違反による食品リコール届出について早急に検討することを国会で決議。 | <ul style="list-style-type: none"> 食品関連事業者が食品の安全性に関する食品表示基準に従った表示がされていない食品の自主回収を行う場合、行政機関への届出を義務付け。 届出の対象は、「食品表示法第6条第8項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令(平成27年内閣府令第11号)」による。 届出があった食品リコール情報について、行政機関において消費者に公表。 届出をしない又は虚偽の届出をしたものは罰金。 | 令和3年6月1日施行 | https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/amendment_001/pdf/amendment_001_181214_0004.pdf |

36

<食品リコール情報の届出の方法>

- 食品のリコール情報の届出に当たっては、厚生労働省の電子申請システムの活用を推奨。食品関連事業者等は、食品の自主回収に着手した後、遅滞なく、食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出ること。電子申請システムを使用せず届出をする場合にあっては、「食品等の自主回収届出等に関する様式及び記載要領について」(令和2年8月3日付け薬生食監発0803第2号)の別添1を使用すること。
なお、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第58条第1項の規定に基づく食品の自主回収情報の届出先は、食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に限られておらず、届出先が異なる場合があることに留意すること。
- 「特定保健用食品を摂取する上での注意事項」、「機能性表示食品を摂取する上での注意事項」又は「栄養機能食品を摂取する上での注意事項」の表示違反に係る自主回収の届出、「特別区の区長に報告を行うこととされている届出のうち、卸売市場法第2条第2項に規定する卸売市場(花きの卸売のために開設されるものを除く。)に係るもの」については、消費者庁長官へ直接届出を行うこと。

<届出から公表までの基本的な流れ>



これまでの食品表示基準の改正概要について



| 公布日 | 主な改正事項 | 概要 | 施行日・経過措置 | 新旧対照条文 |
|---------------|--|---|---|---|
| 令和4年 3月30日 | <ul style="list-style-type: none"> 栄養成分表示の分析方法 遺伝子組換え表示 <p style="text-align: right;">ほか</p> | <ul style="list-style-type: none"> 「日本食品標準成分表2020年版（八訂）」が改訂され、新たな分析方法が採用されたこと等から、栄養成分表示等に係る分析方法を整理。 遺伝子組換えからしなについて、厚生労働省による安全性審査を経て、新たに遺伝子組換えからしな由来の食品の国内流通が可能になると見込まれることから、遺伝子組換え表示の義務付けの対象農産物に「からしな」を追加。 高オレイン酸の形質を有する大豆について、従来育種により生産可能となったことにより、高オレイン酸遺伝子組換え大豆が「特定遺伝子組換え農産物」に該当しなくなったことから、特定遺伝子組換え農産物の形質から「高オレイン酸」を削除。 | <ul style="list-style-type: none"> 令和4年3月30日施行 | https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling_act/assets/food_labelingcms201_220_330_07.pdf |
| 令和3年 3月17日 | <ul style="list-style-type: none"> 玄米及び精米に係る表示 | <ul style="list-style-type: none"> 規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、農産物検査による証明を受けていない場合であっても、産地、品種及び産年の根拠を示す資料の保管を要件とすることにより、当該産地、品種及び産年の表示を可能とし、農産物検査証明による等、表示事項の根拠の確認方法の表示を可能とするとともに、生産者名等、消費者が食品を選択する上で適切な情報を、一括表示枠内に表示できるよう改正。 | <ul style="list-style-type: none"> 令和3年7月1日施行 | https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling_act/assets/food_labelingcms101_210_317_06.pdf |

他法令の改正に伴う条ずれ等の形式的な改正は含まない。



これまでの食品表示基準の改正概要について

| 公布日 | 主な改正事項 | 概要 | 施行日・経過措置 | 新旧対照条文 |
|-----------|--|--|---|--|
| 令和2年7月16日 | <ul style="list-style-type: none"> 食品添加物に係る表示 原料ふぐの種類に係る表示 特色のある原材料等に係る表示 <p>ほか</p> | <ul style="list-style-type: none"> 「食品添加物表示制度に関する検討会報告書」を踏まえ、「人工」及び「合成」を冠した食品添加物の用途名（甘味料、着色料及び保存料）及び一括名（香料）について、「人工」及び「合成」の用語を削除。 ふぐの種類について、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第6条第2号に基づく通知「ふぐの衛生確保について」（昭和58年環乳第59号厚生省環境衛生局長通知）が改正されたため、ふぐの種類の標準和名のリストから「しろあみふぐ」を削除。 有機畜産物について、日本農林規格等に関する法律施行令（昭和26年政令第291号）の改正により、有機畜産物等が指定農林物資として表示規制の対象となったことを踏まえ、該当する告示を引用するよう改正。 | <ul style="list-style-type: none"> 令和2年7月16日施行 経過措置 令和4年3月31日まで 令和2年7月16日施行 令和2年7月16日施行 | <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_cms_101_200716_24.pdf</p> |
| 令和2年3月27日 | <ul style="list-style-type: none"> 指定成分等含有食品に係る表示 生水牛乳表示 農産物漬物の内容量表示 精米年月日表示 <p>ほか</p> | <ul style="list-style-type: none"> 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の改正による指定成分等含有食品（特別の注意を必要とする成分等を含む食品）に係る健康被害情報の届出制度の創設に伴い、「指定成分等含有食品である旨」、「指定成分等について食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物である旨」等の表示を義務付け。 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の改正により、乳の範囲に「生水牛乳」が追加されたことから、乳の範囲に「生水牛乳」を追加するよう改正。 計量法（平成4年法律第51号）における農産物漬物の計量方法について、商品の実態を反映した見直しが行われたことを踏まえ、農産物漬物について、計量法の計量方法に基づき内容量を表示するよう改正。 古い「精米年月日」表示の商品が売れ残ること等により生じる食品ロスの問題や物流上の問題に対応するため、「精米年月日」表示を「年月日」だけでなく、「年月旬」でも表示できるよう改正。 | <ul style="list-style-type: none"> 令和2年6月1日施行 令和2年6月1日施行 令和2年3月27日施行 令和2年3月27日施行 経過措置 令和4年3月31日まで | <p>https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_cms_101_200327_07.pdf</p> |



これまでの食品表示基準の改正概要について

| 公布日 | 主な改正事項 | 概要 | 施行日・経過措置 | 新旧対照条文 |
|----------------|---|--|--|---|
| 平成31年 4月25日 | Ⅰ 遺伝子組換え表示 | Ⅰ 遺伝子組換えに関する任意表示制度について、大豆及びとうもろこしについては、分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えているものについては、「遺伝子組換えでない」旨の表示を可能としていたが、「遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書」を踏まえ、 分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えているものについては、適切に分別生産流通管理している旨、事実を即した表示を行えることとし、 さらに、遺伝子組換え農産物の混入が認められない（不検出）場合のみ「遺伝子組換えでない」旨の表示を認めることとするよう改正。 | Ⅰ 令和5年4月1日施行 経過措置 令和5年3月31日までに改正前の食品表示基準により表示した食品については同年4月1日以降も販売可 | https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_190_425_0006.pdf |
| 平成30年 9月21日 | Ⅰ 無菌充填豆腐に係る表示 Ⅰ ポロニアソーセージ（Mortadella Bologna（モルタデッラポローニャ）の一般的な名称に係る表示 ほか | Ⅰ 従来の冷蔵保存の豆腐とは別に、常温保存可能な無菌充填豆腐の流通が可能となったことから、無菌充填豆腐に対し、「常温保存可能品」の表示を義務付け。 Ⅰ 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）により保護対象とされている「Mortadella Bologna（モルタデッラポローニャ）」について、ポロニアソーセージと名称表示ができるよう改正。 | Ⅰ 平成30年9月21日施行 | https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_180_927_0001.pdf |
| 平成29年 9月1日 | Ⅰ 加工食品の原料原産地表示 | Ⅰ 「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめ」を踏まえ、輸入品を除く全ての加工食品に原料原産地表示を義務付け。原則として製品に占める重量割合上位1位の原材料が義務表示の対象。 | Ⅰ 平成29年9月1日施行 経過措置 令和4年3月31日まで | https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_180_927_0002.pdf |

他法令の改正に伴う条ずれ等の形式的な改正は含まない。



食品表示法に基づく指示（うち衛生事項に係る事案）

| 指示日 | 指示者 | 品目 | 案件 | 違反概要 |
|-----------------|-----------|------------|------------------|--|
| H30.04.26 | 和歌山県知事 | 菓子 | 賞味期限の不適正表示 | 菓子の賞味期限を科学的・合理的根拠なく延長して販売 |
| H30.10.05 | 山口県知事 | 和菓子 | アレルギー表示欠落 | 和菓子（栗饅頭）について、アレルギー（乳）が含まれているにもかかわらず、表示をせずに販売 |
| 40 H30.10.23 | 福島県相双保健所長 | 米菓 | アレルギー及び添加物の不適正表示 | 米菓のアレルギー及び添加物について、表示せず販売 |
| H31.02.15 | 倉敷市長 | 菓子類 | 賞味期限の不適正表示 | 菓子の賞味期限を科学的・合理的根拠なく延長して販売 |
| H31.03.19 | 埼玉県知事 | 甘酒、飲みやすい甘酒 | 製造者の不適正表示 | 甘酒の製造者について、事実と異なる製造者を記載し、製造・販売 |
| H31.03.19 | 埼玉県知事 | 甘酒 | 製造者の不適正表示 | 甘酒の製造者について、事実と異なる製造者を記載し、製造・販売 |



食品表示法に基づく指示（うち衛生事項に係る事案）

| 指示日 | 指示者 | 品目 | 案件 | 違反概要 |
|-----------------|------------|-----------|-------------------|--|
| R01.07.05 | 大阪市保健所長 | 業務用添加物 | 成分等の不適正表示 | 業務用添加物（7商品）について、実際と異なる「成分及び重量パーセント」及び「製造所所在地及び製造者の名称を表す製造所固有記号」を表示し、うち6商品には「使用の方法」を表示せず、うち1商品には、実際とは異なる「名称」を表示して販売 |
| R02.11.13 41 | 尼崎市保健所長 | こんにゃく | 賞味期限の改ざん | こんにゃくの包装に印字してある賞味期限を削除し、新たに期限を延長し貼付して販売 |
| R03.02.09 | 真庭保健所長 | いりごま、ふりかけ | 賞味期限の改ざん | 製造業者の賞味期限を改ざんし、新たに表示して販売 |
| R03.04.30 | 鹿児島県始良保健所長 | なたね油 | 製造者、製造所、賞味期限 | 製造者、製造所所在地を偽り、賞味期限の改ざん |
| R03.05.18 | 大阪市保健所長 | 冷凍食品すしセット | 寿司セット冷凍食品の賞味期限改ざん | 他社が製造し設定した賞味期限を改ざん |
| R03.09.10 | 郡山市保健所長 | カップめん、お菓子 | 賞味期限の改ざん | 即席カップめん及びスナック菓子に印字されている賞味期限を、マジックペン等で改ざん |